

防府市総合教育会議設置要綱

平成27年4月28日制定

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、防府市の教育に資するため、防府市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、法第1条の4第1項各号に規定するところによる。

(構成)

第3条 会議は、市長、教育長及び教育委員をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対して協議すべき具体的事項を示し会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第7条 市長は、会議終了後、遅滞なくその議事録を作成しこれを公

表するものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局を教育委員会教育部教育総務課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行する。